

第9章 生活案内

新入生へ

学生生活

学修案内

共通

R U

R B

R D

R M

R E

R G

履修案内

U N

I P

A

資格・免許

教職課程

事務取扱い

学籍・学費

生活案内

各種施設

就職・進学

学則・規程

沿

革

校歌・学生歌

キャンパス案内

新入生へ
学生生活
学修案内
共通
R
U
R
B
R
D
R
M
R
E
R
G
履修案内
U
N
I
P
A
資格・免許
教職課程
事務取扱い
学籍・学費
生活案内
各種施設
就職・進学
学則・規程
沿
革
校歌・学生歌
キャンパス案内

1 学生生活への助言・相談

学生生活の中で、教員と接して個人的に指導・助言を受けることは非常に大切なことです。本学では学生と教員の交流には特に留意して、「**学生アドバイザー及び学生相談室**」の二つの指導・助言制度を設けています。

(1) 学生アドバイザー制度とオフィスアワー

「学生アドバイザー制度」は、皆さんが有意義で充実した学生生活を送るために、学生アドバイザーである本学の専任教員に抱えている悩みを相談できる制度です。

学生アドバイザーを担当する本学の先生は、毎週「オフィスアワー」を設けて、皆さんが自由に相談（例えば、学生生活、学業、就職・大学院進学、奨学金等）に来ることができるよう教員室等で待機しています。

オフィスアワーは、全ての学生に開かれており個人だけのものではありません。より多くの学生が利用できるように事前に相談したいことをまとめておくようにしましょう。

皆さんの学生アドバイザーを担当する先生は、DENDAI-UNIPAの個人情報照会画面「学生基本情報（学生アドバイザー）」に掲載されています。オフィスアワーの時間・相談場所については、学生アドバイザーの「教員時間割」の画面において確認してください。

(2) 学生相談室

学生相談室は、学生の様々な悩みごとについての相談に応じ、問題の解決に協力し適切な指針を与えることを目的としています。相談には専門家があたり、相談の内容については**個人の秘密が厳守**されています。

たとえば

- ・ 学校が面白くない。
- ・ もっと充実した学生生活を送りたい。
- ・ 今と違った生き方があるのではないかと迷っている。
- ・ 誰とも自由につきあえるようになりたい。
- ・ 自分の性格について知りたい。
- ・ 進路についてなんとなく不安がある。
- ・ 人間関係がうまくいかない。
- ・ 人とうまく話ができない。

など、どのような相談でもかまいません。

(3) こころとからだのサポート 24

※理工学部事務部（学生厚生担当）窓口等に設置のパンフレット参照

電話（フリーダイヤル）により、24時間年中無休で、外部委託の専門機関が心身の相談を受付けています。

2 留学・海外語学研修

本学では、学生諸君が海外の協定校等での語学研修や留学プログラムに参加することを、推奨しています。3週間程度の語学研修から1年未満の留学までさまざまな形態があるので、事前の準備等、よく検討の上、計画を立ててください。

(1) 留学・海外語学研修の種類

①英語短期研修

海外協定校等にて実施されている英語短期研修プログラムは以下のとおりです。各大学の語学教師による少人数教育であり、所定の成績を修めれば、「海外英語研修」の単位として認定されます。

- 1) コロラド大学ボルダー校（米国）：8月に実施（約3週間）、募集は5月頃
- 2) ケンブリッジ大学ホマートン校（英国）：8月に実施（約3週間）、募集は5月頃
- 3) シドニー大学（オーストラリア）：3月に実施（約3週間）、募集は11月頃

②その他の海外研修

単位の認定はありませんが、上記に加えて以下の語学研修等を実施しています。

- 1) 韓国語研修：韓国の協定校等にて、8月に実施（約3週間）、募集は5月頃
- 2) 中国語研修：中原大学（台湾）にて、3月に実施（約3週間）、募集は11月頃
- 3) 英語研修：ブリティッシュカウンシル認定校（英国）にて、2月下旬に実施（約3週間）、募集は11月頃

③協定校留学

本学と外国の大学との学生交流協定によって留学する制度です。協定校への留学に関する要望については個別に対応していますので、国際センターに問い合わせをしてください。

④認定校留学

留学希望者本人が外国の大学等から留学または受入れ許可を取り、本学がこれを許可し、留学する制度です。

*本学では学生諸君が在学中に海外の大学に留学することを制度として認めています。留学とは外国の大学またはこれに相当する高等教育機関に一定期間在学して教育を受けることを言います。事前に所定の申請手続きを行い留学と認められる必要があり、事前の許可を受けずに渡航したり、相手先大学の正規教育課程以外のコースで学んだりしても、本学からの留学とは認められないのでご注意ください。

(2) 留学・海外語学研修への参加にあたり

留学や海外語学研修に関する相談については、国際センターで随時対応しています。

①海外語学短期研修

これまでに実施した語学研修の募集要項や参加した学生の報告を国際センターで閲覧できるので、準備にあたってはこれらを参考にしてください。

②留学

長期の留学を希望する場合には、語学力の向上を含めた準備が重要ですので十分に留意してください。特に英語圏に留学する場合は、IELTS (International English Language Testing System) などの受験とそのスコアが必要です。留学先により英語要件があり、それを満たすためには通常 1 年以上の準備期間が必要です。

また留学予定先大学等において履修を希望する授業科目や本学の履修などについて、留学前に学系および理工学部事務部（教務担当）の履修指導を受けてください。

(3) 国際センターについて

国際センター（東京千住キャンパス 1 号館 4 階 9 時～17 時）

「国際センター」では TDU の特色を生かした国際交流の実践に向けて、学生や教職員の人的な交流を進めるために、留学生の日常的な相談相手や、日本人学生の海外留学等、さまざまな支援を行っています。

国際センター鳩山ブランチ（場所：12 号館 1 階 12128 号室 10 時～17 時/月～金）

「国際センター鳩山ブランチ」では、常駐するスタッフに留学や大学生活についての相談ができます。また、留学生と日本人学生が交流できるスペースを設けています。

3 学割証（学生旅客運賃割引証）

1. 学割証の使用用途（発行条件）

帰省・正課教育・課外活動・就職活動・修学見学等で、遠距離を JR 各社列車で移動する場合、乗車区間が片道 100km 以上ある場合に学割証が利用できます。

2. 学割証の申込方法

証明書発行機にて取得してください。（無料）

3. 団体旅行

学生団体運賃割引制度は、学生と引率教職員同行で利用できます（人数の条件・割引率は、鉄道会社によって異なります）。利用の際は、「学外活動願」とともに「団体旅行申込書」（駅・旅行会社にあり）に必要事項を記入し、理工学部事務部（学生厚生担当）へ提示してください。

4. 学割証利用上の注意

- (1) 学割証は、記名人以外は使用できません。（不正使用をすると追徴金が科せられ、以後、発行停止になります。）
- (2) 必ず学生証を携帯してください。
- (3) 学割証の有効期限は発効日から 3 ヶ月間です。

4 健康管理

衣・食・住は私達が生活する上において欠くことのできないものです。これと同様に大切なのは健康であるということです。健康であるということは学生生活を送るうえでもとても大切なことです。本学でもみなさんの健康管理について十分配慮していますが、まずはみなさん自身が日頃から健康の保持に努めることが大切です。

更に、色々な感染症（インフルエンザ、麻疹、結核など）は本人だけの影響にとどまらず、周囲に及ぼす影響も大きく、大学閉鎖に繋がることもあります。ぜひご自身の母子手帳を確認し、事前に抗体価などを調べ必要時は早めにワクチン接種しておくことをお勧めいたします。

1. 健康相談室

授業中・課外活動中等に学内で急に気分が悪くなったり、思わぬケガをしたときは、すぐに健康相談室に来室してください。健康相談室では、校医の指導のもと看護師がそれぞれの応急処置にあたっています。

健康相談室では身長や体重、血圧や体脂肪率を自動的に測定する健康管理システムを設置しています。学生の皆さんがこのシステムを定期的にご利用することにより健康状態のバロメーターにすることができます。

そのほか、ここでは平常の健康相談にも応じていますので、何となく身体に異常を感じるといった症状のときなども、遠慮なく来室してください。

2. 相談室の場所・開室時間

本館1階にあります。

開室時間は

月曜～土曜 9:20～16:20

(ただし、11:30～12:30は休憩時間ですが、急患は随時受け付けます。)

健康保険証について

急病等で医療機関を受診する際は必ず必要となります。個人管理で携帯するか手元に保管しておいてください。なお自宅外通学となる方は遠隔地被保険者証の交付を受けることをお勧めしております。保護者の加入している健康保険組合等に申請してください。

3. 定期健康診断

毎年、学校保健安全法及び感染症法に基づき、全学生を対象に定期健康診断を実施しております。奨学金申請やクラブ活動、就職活動などで健康診断証明書が必要な場合は、受診記録に

に基づき作成しております。特にクラブ関係の団体活動を行う予定の学生はその団体全員の受診が必要となります。忘れずに毎年受診してください。

定期健康診断の実施項目は次のとおりです。

1. 胸部レントゲン撮影
2. 身体計測
(身長、体重、日常視力)
3. 内科診察（検尿、血圧測定）

定期健康診断の日程は、事前に DENDAI-UNIPA にて詳細をお知らせします。再検査（精密検査）の詳細も同様に DENDAI-UNIPA にて連絡致します。

学内の定期健康診断を受診せず、学外で健康診断を受診した場合は、その証明書を健康相談室窓口へ提出してください。その場合本学より健康診断証明書の交付はできません。

4. その他の健康診断について

クラブ活動（強化宿舎・公式試合等参加）のために健康診断を受けたい場合は所定の健康診断受診申込書に記入の上、2週間前に健康相談室に申し込んでください。

ただし、この健康診断では、レントゲン撮影などができないので、定期健康診断を受けなかった学生に対しては、診断による活動許可ができない場合があります。

5. 健康診断証明書

証明書自動発行機で交付します。指定用紙での発行を希望する場合は2週間前までに健康相談室へご相談ください。

5 保 険 制 度

(1) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）＋通学中等傷害危険担保特約（通学特約）

正課及び課外活動中または通学途中などに発生した傷害事故を補償する保険です。

入学手続き時に修業年限分の保険料を納入し、全員が加入者です。この保険の窓口は理工学部事務部（学生厚生担当）です。国内外を問わず、事故にあった時は必ず連絡してください。

なお、留年等により正規の修業年限を超えた場合は、再加入の手続きが必要となります。保険料・保険期間を確認の上、必ず理工学部事務部（学生厚生担当）にて手続きを行ってください（*入学時配布「学生教育研究災害傷害保険のしおり」参照）。

●保険金の種類・金額

	担保範囲	保険金額				入院(日額)
		死亡	後遺障害	医療		
学研災 2,000 万円 コース	正課中 学校行事中	2,000万円	120万円～3,000万円	0.3万～30万円	4,000円	
	上記以外で学校 施設内にいる時	1,000万円	60万円～1,500万円	3万円～30万円		
	学校施設外での 課外活動中	1,000万円	60万円～1,500万円	3万円～30万円		
通学特約 「通学中」 「学校施設等と 相互間の移動中」	1,000万円	60万円～1,500万円	0.6万～30万円			

注1) 医療保険金は、平常の生活ができるようになるまでの治療日数に応じて異なります。

2) 正課・学校行事中の事故は実治療日数(実際に入院または通院した日数)が、1日目から支払われます。また、上記以外の学校施設内にいる間の事故、課外活動中の事故は、実治療日数が14日以上、移動中の事故は、実治療日数が4日以上の場合に支払われます。

●保険料・保険期間(学生教育研究災害傷害保険+通学中等傷害危険担保特約)

保険期間	保険料適用区分	
	理工学部	
1年間	1,000円	
2年間	1,750円	
3年間	2,600円	
4年間	3,300円	

注1) 保険期間は所定の修業年限です。

- 2) 保険期間の切れた者(留年・休学者)は、証明書自動発行機より1年間分の保険料を納入し再加入してください。
- 3) 詳細は、「学生教育研究災害傷害保険のしおり」(入学時に配布)参照。

(2) 学研災付帯賠償責任保険(学研賠)

国内外での研究期間中、正課授業中、学校行事中、就業体験(インターンシップ)中、およびその往復で、他人にケガをさせたり他人の財物を損壊したりしたことによって法律上の賠償責任を負担することになった際に生じる損害を補償します。

この保険の補償内容は「(3) インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険(インターン賠)」の補償内容を含みますので、先に学研賠に加入した場合は、インターン賠に加入する必要はありません。

この保険は任意加入制です。学外の研究機関や企業へ実習に行く際に受入れ先から加入するよう依頼があった場合は、理工学部事務部(学生厚生担当)で加入申請の手続きを行ってください。なお、申し込みにあたっては、「(1) 学生教育研究災害傷害保険(学研災)」への加入が義務付けられています。

●保険金の種類・金額

賠償責任保険概要	活動内容	
	正課、学校行事、課外活動、インターンシップ、ボランティア活動およびその往復	
補償内容	対人賠償	1 事故 1 億円限度
	対物補償	

注 1) 学外での実習先決定後、理工学部事務部（学生厚生担当）で加入の手続きを行ってください。

2) 詳細は、「学研災付帯賠償責任保険のしおり」（加入時に配布）参照のこと。

●保険料・保険期間

保険料（1 年間）	340 円
-----------	-------

注 1) 保険期間は加入日の翌日～年度末。

2) 理工学部事務部（学生厚生担当）窓口にて保険料を納入してください。

(3) インターンシップ・教育資格活動等賠償責任保険（インターン賠）

自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等における就業体験（インターンシップ）中や、教育実習中、ボランティア活動中、およびその往復で、他人にケガをさせたり他人の財物を損壊したりしたことによって法律上の賠償責任を負担することになった際に生じる損害を補償します。

この保険は任意加入制です。インターンシップ及び教育実習の場合は理工学部事務部（学生厚生担当）で加入申請の手続きを行ってください。なお、申し込みにあたっては、「(1) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）」への加入が義務付けられています。

●保険金の種類・金額

賠償責任保険の概要	活動内容	
	インターンシップ、教育実習、ボランティア活動およびその往復	
補償内容	対人賠償	1 事故 1 億円限度
	対物補償	

注 1) インターンシップ受入企業決定後、理工学部事務部（学生厚生担当）で加入の手続きを行ってください。

2) 詳細は、「学研災付帯賠償責任保険のしおり」（加入時に配布）参照のこと。

●保険料・保険期間

保険料（1 年間）	210 円
-----------	-------

注 1) 保険期間は加入日の翌日～年度末。

2) 理工学部事務部（学生厚生担当）窓口にて保険料を納入してください。

(4) 加入証明書について

(1)～(3)のいずれの保険についても、加入証明書を発行することができます。研究機関やインターンシップ先から加入証明書の発行依頼があった場合は、理工学部事務部（学生厚生担当）窓口にて申し出てください。証明書の発行は申込み日から原則2日後（ただし土・日・祝日は除く）となります。

6 奨学金制度

奨学金制度は教育の機会均等の精神に基づき、日本学生支援機構をはじめ各種の団体により設けられており、学業成績・人物ともに優秀であって経済的に困窮している学生に対して奨学金を貸与または給付するものです。

奨学金関係の事務は理工学部事務部（学生厚生担当）で扱っています。募集をはじめ奨学金関係の連絡はすべて DENDAI – UNIPA で行いますので、見落とすことのないよう十分注意してください。なお、家庭の経済事情の急変などのため奨学金を希望する者は、随時、相談してください。

主な奨学金制度には次のものがあります。

(1) 特別奨学金（本学独自）

故桜井虎三郎氏の遺志により、桜井家からの寄付金及び学校法人東京電機大学からの積立金を基金として設立された奨学金です。学業成績・人物ともに優秀な本学学生で、経済的理由により修学困難な者に対して給付されます。

資格	本学部の2～4年に在学し、人物優秀で学業成績優秀、かつ学費支弁が困難な者。私立大学等経常費補助金の補助適用とした家計基準があります。
給付額	学費の一部または全額（平成29年度：28万円）
給付期間	1年
募集時期	5～6月
採用者数	理工学部8名（平成29年度）

(2) 大学院進学特別奨学金（本学独自）

本学学部成績優秀者の本学大学院修士課程への進学促進のための経済的支援策（経済的に修学困難な学生への支援策）として、学内推薦入試の合格者を対象に奨学金の給付を行う奨学金制度です。

資 格	学内推薦入試で合格した学部生のうち、成績ならびに人物が優秀な者。本学学部生で本学大学院修士課程の9月入学者及び入学後に休学、留年をしたことがある学生は対象外です。 また、大学院修士課程入学初年度において、学内外に関わらず他の給付奨学金と本奨学金を併用することはできません。
給付額	年間授業料相当額（大学院初年度のみ）
給付期間	1年間
募集時期	9～10月
採用者数	各学系1名（ただし、入学定員が160名以上の学系は1名追加する。）

(3) 東京電機大学学生救済奨学金（本学独自）

保証人（家計支持者）の経済的な理由で学費の支払いが困難となり、学業半ばにして学業継続を断念せざるを得ない学生に対して奨学金を貸与し、学業継続の機会を与えるものです。在籍期間中1回に限り貸与されます。

資 格	大学院・学部にて在籍する学生
貸与額	学費の1/2相当額
募集時期	4月と9月の年2回
採用者数	4名（平成29年度）
返 還	無利子・卒業後5年間

(4) 東京電機大学学生支援奨学金（本学独自）

本学主催の海外英語短期研修への参加及び高額な教育装置の購入など自己資質向上を目的とする学生に対して、支援奨学金を貸与することにより、学生の学業・学生生活を支援するものです。在学期間中1回に限り貸与されます。

資 格	大学院・学部にて在学する学生
貸与額	30万円以内にて査定
募集時期	主として4月と9月の年2回
採用者数	0名（平成29年度）
返 還	無利子・最長卒業後5年間

(5) 東京電機大学学生応急奨学金（本学独自）

本学への特定の寄付金をもって設置された奨学金です。本学の学生で人物優秀にして学業成績良好であり、かつ家計の急変により学費の支弁が困難な者に対して給付されます。

資 格	学部 に在学し、人物優秀で学業成績優秀、かつ学費支弁が困難な者。
給 付 額	50 万円の範囲内で決定
募集時期	定期的な募集は行っていません。1 年以内に家計急変があり学費支弁が困難な者で、他奨学金の貸与状況・家計急変状況・学費延納状況等から総合的に判断し、応急奨学金の趣旨に相応しい人物を採用します。
採用者数	0 名（平成 29 年度）

(6) 東京電機大学校友会奨学金（本学独自）

東京電機大学校友会が昭和 59 年度より設立した奨学金で、家庭の経済的事情の急変により学業継続が困難な学生に対して在籍期間中 1 回に限り奨学金が貸与されます。

資 格	本学学生
貸 与 額	1 回に納入する学費等の相当額。卒業後 5 年間で返還（無利子）
募集時期	随時。但し、学費に充当するため、学費納入期限以前に応募することが望ましい。
採用者数	1 名（平成 29 年度）

(7) 東京電機大学学生サポート給付奨学金（本学独自）

学校法人東京電機大学サポート募金への寄付金をもって設置された奨学金です。本学学部 に在学し、過去 1 年以内に家計急変があり、修学意欲がありながら学費支出が困難な学生に対して給付されます。奨学生に採用された学生は、大学が主催する学生行事において、他の学生生活を支援する学生ボランティアスタッフとして協力をしていただきます。

資 格	学部 に在学し、家計急変により学費支出が困難な者で、学生ボランティアスタッフとして協力ができる者
給 付 額	25 万円
募集時期	5 月と 9 月の年 2 回
採用者数	5 名（平成 29 年度）

(8) 日本学生支援機構による奨学金

優秀な学生で経済的理由のため修学困難な者に対して貸与される奨学金で、「第一種奨学金（無利子）」と「第二種奨学金（有利子）」とがあります。

【第一種奨学金（無利子）】（平成 29 年度）

成績基準	1 年次生については、高等学校での評定平均値が 3.5 以上であること。 2 年次生以上については、クラスの上位 1 / 3 以内の成績であること。
貸与額	自宅：2 万円・3 万円・4 万円・5.4 万円の中から選択 自宅外：2 万円・3 万円・4 万円・5 万円・6.4 万円の中から選択
貸与期間	最短修業年限（4 年）の終期まで。 ※奨学生として適格性を失ったときは、奨学金貸与が停止または取消される場合があります。
募集時期	原則として 4 月上旬

【第二種奨学金（有利子）】（平成 29 年度）

成績基準	・成績が平均水準以上であると認められる人 ・学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込があると認められる人
貸与額	2 万円・3 万円・4 万円・5 万円・6 万円・7 万円・8 万円・9 万円・ 10 万円・11 万円・12 万円の中から選択
貸与期間	最短修業年限（4 年）の終期まで。 ※奨学生として適格性を失ったときは、奨学金貸与が停止または取消される場合があります。
募集時期	原則として 4 月上旬

* 併用貸与……第一種奨学金の貸与のみでは学業継続が困難な者に対しては、第二種奨学金の貸与もあわせて認められる場合があります。

平成 29 年度日本学生支援機構奨学生数 (延人数)

学部	種類	第一種奨学金	第二種奨学金	合計
工 学 部		332	706	1,038
未 来 科 学 部		181	369	550
工学部第二部		126	164	290
理 工 学 部		325	669	994
情報環境学部		136	295	431
合 計		1,100	2,203	3,303

(9) 各種団体による奨学金

地方公共団体、その他民間育英団体の奨学金が各種あります。詳しい内容は、募集の依頼があり次第掲示でお知らせします。ほとんどの奨学金が 4 月～5 月に募集を行いますので、掲示を見逃さないように注意してください。このほかに大学を通さないで募集される場合もありますので、直接地方公共団体等に問い合わせることも必要です。

大学に前年度募集依頼のあった地方公共団体・民間育英団体（抜粋）

平成 29 年度

（単位：円）

名 称	貸給	月 額	出 願 資 格
福 島 県	貸与	40,000	県内に居住する者の子女
茨 城 県	貸与	自宅外 40,000 自 宅 36,000	県内に居住する者の子女
石 川 県	貸与	44,000	県内に居住する者の子女
新 潟 県	貸与	51,000	県内に居住する子弟
山 口 県	貸与	52,000	県内に居住する者の子女
宮 崎 県	貸与	自宅外 63,000	県内に居住する者の子女
足 立 区	貸与	45,000	足立区内に 6 ヶ月以上居住している者
前澤育英財団	給付	35,000	新 1 年次生で東京都民の子女または東京都に居住している者
池田育英会トラス	給付	17,000	愛媛県内の高校を卒業している 2 年生以上の者
交通遺児育英会	貸与	40,000～60,000	交通遺児、保護者に重度の後遺障害がある者
あしなが育英会	貸与	40,000	保護者が病気または災害により死亡したり、重度の後遺障害がある者
中村積善会	給付	30,000	他の奨学金を受けていない者
日揮・実吉奨学会	給付	300,000（年額）	人物・学力ともに優秀な者
関育英奨学会	貸与	30,000	2 年次生で学業・人物ともに優秀な者
守谷育英会	給付	100,000	学力優秀・心身ともに健全な者
中部奨学会	貸与	35,000	人物・学業ともに優秀な者
オーディオテクニカ奨学会	給付	20,000	東京都内に在住し、2 年次以上で年に 1 回奨学生の集いに出席できる者
フジシールパッケージング教育振興財団	給付	50,000	応用化学・機械工学・電気電子工学を学ぶ者。パッケージに興味のある者
信濃育英会	給付	個人 100,000（年額） 団体 300,000～ （年額）	ボランティア等あらゆる分野の活動を通じて明るい社会を築くために貢献している者
川本・森奨学財団	給付	25,000	学業優秀・品行方正な者
種とまと財団	給付	50,000	理工系大学の 3 年生、学業優秀・健康・品行方正な者

7 短期貸付金制度

短期貸付金制度は、皆さんが緊急に金銭を必要とする場合に貸付をする制度で、**理工学部事務部（学生厚生担当）**で取り扱っています。

この貸付制度は、同窓会の先輩の皆さんが設けた「東京電機大学同窓会助け合い基金」をもって運用されています。

【短期貸付金の取扱い】

取扱時間	月曜日～土曜日 9：10～17：30 (休憩時間) 11：30～12：30
貸付金額	10,000円（上限）
貸付期間	1ヶ月以内（返済期日厳守）

授業期間外の取扱時間は、窓口時間に合わせて短縮または変更する場合があります。

一日に貸付できる人数には限りがあります。また、返済期限を過ぎた場合は、今後の貸付が禁止となり、遅延手数料が発生します。金銭の借用については返済の見通しを立ててから行動し、助け合い基金の趣旨に反した安易な借用は認めませんので注意してください。
 (遅延手数料として1ヶ月毎に貸付額の1%を徴収します)

8 賃貸アパートの紹介

本学では直接斡旋はしていませんが、錦電サービス(株)にアパートの斡旋を委嘱しています。

錦電サービス(株) 〒350-0394 埼玉県比企郡鳩山町石坂
 東京電機大学 理工学部内
 TEL 049-296-2962(代)
<http://www.kinden-service.co.jp>

9 課外活動

大学の課外活動の目的は、団体の活動に参加することによって、自主性を養い、協調精神を身につけ秩序を知り、自己の人間形成に役立てることにあります。しかし、課外活動に必要な以上のエネルギーを費やし学生の本分である勉学がおろそかになるようであってはなりません。皆さんは、課外活動のこの趣旨目的を十分に把握した上で各自の個性に合った団体を選び意義ある学生生活を過してください。

10 アルバイト

本学ではアルバイトを希望する学生にその紹介を行っています。しかし学生の本分である学業が疎かになってはなりません。教育的配慮と事故防止の観点から時期と職種を制限しています。

(1) 大学宛求人票公開

本館1階エントランスホール掲示板（取扱窓口：学生厚生・就職担当）

(2) 時期の制限

通常授業が行われている期間は紹介しません（家庭教師・塾講師のみ随時紹介）。長期休業中（夏季・冬季・春季）のみ紹介となります。

(3) 職種の制限

制限職種一覧表を参照してください。

(4) 申込方法

公開されている求人票に連絡先が記載されているので、直接求人先に応募してください。

(5) 勤務上の注意

- ① 労働内容、条件などが求人票に記載されている内容と著しく異なる場合には、理工学部事務部（学生厚生・就職担当）まで申し出てください。
- ② 病気、急用、その他突発的な理由で遅刻・欠勤などする場合には、必ず勤務先へ連絡してください。安易な行動は勤務先へ多大な迷惑をかけるばかりでなく、自分の信用を落とすこととなりますので特に注意してください。

新入生へ
 学生生活
 学修案内
 共通
 RU
 RB
 RD
 RM
 RE
 RG
 履修案内
 UNIPA
 資格・免許
 教職課程
 事務取扱い
 学籍・学費
 生活案内
 各種施設
 就職・進学
 学則・規程
 沿革
 校歌・学生歌
 キャンパス案内

制 限 職 種 一 覧 表

	具体例	理 由 及 び 参 考 事 項
危険を伴うもの	●プレス、ボール盤、旋盤、裁断機など自動機械の操作	危険事故が伴う。 (例外…理工系でその専攻に役立つもの)
	●高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い(助手も含む)	免許を必要とし、高度の危険度がある。
	●自動車、単車の運転、自転車による重量物(30kg以上)の配達	最近の厳しい交通状況から危険度も高く、また事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重すぎ、刑事責任まで負うことになる。
	●線路内や交通頻繁な路上での作業(測量、白線引き、交通整理)	
	●土木・水道工事現場作業	
	●建築中の現場作業、建物倒壊、残材片付作業	落下物・転落等の危険度が大きい(内装工事は除く)。
	●2階以上の高所での屋外作業(ガラス拭き、器具取り付け等)	
	●ヘルメット着用が必要とされる作業	
	●警備員	会場整備、誘導、受付は除く。
人体に有害なもの	●農薬、劇薬など有害な薬物の扱い(メッキ作業、白蟻駆除等)	健康上、人体に有害と考えられる。
	●特に高温・低温度の作業	
	●塵埃、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業	
法令に違反するもの	●労働争議に介入するおそれのあるもの	職業安定法 20 条参照
	●営利職業斡旋業者への仲介斡旋	職業安定法の趣旨(雇用関係の成立の斡旋)に反する。
	●マルチ・ネズミ講商法に関するもの	無限連鎖講の防止に関する法律参照
	●出来高払(一定額の賃金の保証のないもの)	労働基準法 27 条参照
	●募集・採用の対象を男性のみ又は女性のみとするもの	男女雇用機会均等法参照
	●募集・採用の人数を男女別に設定するもの	
教育的に好ましくないもの	●募集・採用に当たり、性別により異なる条件を付すもの	
	●街頭でのチラシ配り、ポスター張り	内容的に問題があったり、無許可の場合が多い。
	●不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査	相手側の理解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。
	●訪問販売、勧誘、専門におこなう集金	
	●競馬、競輪場等、ギャンブル場内の現場作業	
	●バー、クラブ、マージャン、パチンコなど風俗営業の現場作業、長期継続の深夜作業	
	●深夜作業	
	●選挙の応援に関連する一切の業務	大学としては特定の政党や候補者を応援することは望ましくない。
望ましくない求人	●スパイ行為、興信所業務に類する調査	
	●人命にかかわることが予想される業務	水泳指導員、監視員、ベビーシッター等
	●労働条件が不明確なもの	賃金、時間、場所、労働内容、支払方法等に関することが明示されていないもの。登録制によるもの。
	●人員の限定を条件とするもの	例えば 10 人中 1 人でもかけると他の 9 人を不採用とするようなもの。
	●学生を紹介しても採否の連絡が無かったり、正当な理由なく採用されないことがしばしばくり返されるもの	
	●大学の判断により好ましくないもの	

11 後援会

1. 後援会について

後援会は学生の父母（または、保証人）と教職員が会員となり、会員の中から選出された役員により、学生が充実した楽しいキャンパスライフを過ごせるように様々な事業をおこなっています。

また、後援会の事業は会員の皆様からの会費によって運営されています。

2. 後援会の事業

・父母懇談会の開催

各キャンパス及び全国各地（10会場・H 29年度実施）で開催をしています。父母懇談会では、会員へ大学の現況報告をお知らせし、教職員と面談する機会を設けています。父母懇談会は父母同士の意見交換や懇親の場でもあります。

・『父母のための東京電機大学ガイド』の発行

・会誌『学苑』の発行

年に3回、会員へ郵送しています。学苑には、学生生活の報告、教育・事業の報告、大学行事の報告等が掲載されています。

・メールマガジン配信

『学苑』でお伝えしきれない内容や緊急連絡等をメールマガジン登録会員（父母）へ配信しています。

・クラブ活動への補助

委員会・クラブ・同好会の課外活動に対し、補助金による支援を行っています。

・学園祭・体育祭への補助

旭祭（東京千住キャンパス）、鳩山祭（埼玉鳩山キャンパス）、秋葉祭（千葉ニュータウンキャンパス）及び全キャンパスが一同に集う合同体育祭に補助金による支援を行っています。

・キャリア・就職支援

学生と本学卒業生が懇談し、卒業生の活動状況と将来計画の相談等を行う『仕事研究セミナー』の開催に対して補助金による支援を行っています。

・国際交流への補助

学生と留学生との交流をはかるため、特に国際センターHPの留学促進ページの更新など、学生へ海外留学の魅力を広報することに対して補助金による支援を行っています。

後援会のホームページ

http://www.soe.dendai.ac.jp/gakusei/G_supporter_association/supporter_association.html

12 校 友 会

みなさんが学生生活を送る中で、校友会・同窓会という言葉を目にする機会が多々あると思います。ここではその校友会・同窓会活動について紹介します。

1. 校友会と在学生とのかかわり

校友会を卒業生の親睦団体と考えている方も多いと思いますが、本学園と連携し、在学生のみなさんへの支援も行っています。学園祭等の全体行事援助、奨学金貸与、クラブ活動への補助など、積極的な支援活動を展開しています。

2. 校友会組織と活動

現在、校友会には各校（大学、中学校・高等学校、電機学校）の同窓会、各県支部（みなさんの出身地にもあります）や公認団体として職域電機会（同じ職種や企業内同窓会）があります。将来、これらの組織が就職活動等でみなさんの力になることと思います。

また、卒業生情報の管理や会誌「工学情報」の編集・発行や「メールマガジン」の配信など、在学生や卒業生のための活動を積極的に展開しています。

3. 東京電機大学校友会奨学金

この奨学金制度は、各学期の学費納入期限までに募集しています。学生本人または保証人の事情により学費等校納金の支払いに困難な状態が生じた場合に、書類審査及び面接により校友会が貸与するものです。

貸与を希望する方は下記の要件を確認した上で、学生アドバイザーあるいは事務部（学生厚生担当）に相談してください。

貸与額：学費（授業料及びこれと同時に納付する金員を含む）の 1 / 2 相当額

返 還：卒業後半年据え置いた後、5 年間で年賦・半年賦・月賦による元本均等返済（一括返済可・無利息）

4. 大学同窓会の活動

学園の諸活動と密接な関係のある大学同窓会は、卒業後の OB / OG 会やクラス会の開催の援助はもとより、在学生のクラブ活動や諸行事にも校友会と一体となって活動しています。これらの活動を支えている卒業生は大学院・大学・短大で約 11 万名に達しています。

また、在学生の就職進路におけるキャリア支援事業に対しても支援をしています。大学同窓会では学園と協力して“仕事研究セミナー”の開催及び、産業界で活躍している先輩方による就職進路相談などの行事に対しても協力しています。社会の第一線で活躍する卒業生による「仕事」に対してのアドバイスは、就職活動中の学生には好評を得ています。

さらに、各キャンパスにおいて学園祭に合わせて、「OB 交歓会」を開催しています。開催日同日には、優秀な学生団体に対して丹羽賞及び、同窓会奨励賞の授与式を実施するなど、卒業生と在学生との交流を図る行事を開催しています。

①丹羽賞

初代学長の丹羽保次郎先生が、生前に大学同窓会に対して寄付をいただいた基金を基にして創設されたものです。在学会員（在学生）のクラブ活動の育成援助を目的とし、過去1年間に優秀な課外活動成果をあげた学生団体を表彰します。

②同窓会奨励賞

昭和60年度より設けられた賞で、丹羽賞の対象にはならないが、地道に着実な活動を続けている団体を表彰します。

5. 校友会を訪ねてください

校友会の事務室は、東京千住キャンパス1号館2階にあります。在学中に先輩のこと、出身地の校友会支部のこと等、知りたいことがありましたら気軽に相談してください。

一般社団法人 東京電機大学校友会
 〒120-8551 東京都足立区千住旭町5番
 東京電機大学東京千住キャンパス1号館2階1203室
 TEL：03-5284-5140 E-mail：kouyukai@jim.dendai.ac.jp
 FAX：03-5284-5187 URL：http://www.tduaa.or.jp/
 業務時間9：00～17：00

13 東京電機大学シーサート (TDU-CSIRT)

CSIRT (Computer Security Incident Response Team : シーサート) とは、コンピュータセキュリティにかかるインシデントに対処するための組織の総称で、本学には東京電機大学シーサート (TDU-CSIRT) が設置されています。

TDU-CSIRT は、本学と本学のブランド価値を守るため、情報セキュリティに関する対応・対策窓口を提供すると共に、インシデント対応および発生の予防を支援することにより、学内外のセキュリティ向上に貢献することを目的として活動しています。

(1) インシデントの通報案内

近年は、本学に向けた各種サイバー攻撃も非常に高度化・多様化しており、日常的に学内のコンピュータを狙った攻撃に晒されています。本学に関する情報漏洩、標的型攻撃、Web サイトの改ざんなどのインシデントを発見された場合は、E-mail にて TDU-CSIRT へ通報をお願いいたします。

【 情報セキュリティインシデント発見時の通報連絡先 】

tdu-csirt@csirt.dendai.ac.jp

■ 取り扱うインシデント対象範囲

TDU-CSIRT では、次のような情報セキュリティインシデントを取り扱い、インシデント対応を行います。

1. 情報漏洩

本学が管理する重要な情報 (例えば個人情報等) について、情報漏洩、盗難および紛失、またはこれらの可能性が疑われる事案が発生した場合

2. 標的型攻撃

標的型攻撃の発生または発生が疑われる事案が起きた場合

3. Web サイトの改ざん

本学が管理する Web サイトの改ざんが発生した場合

4. DoS (Denial of Service) 攻撃

本学に対して DoS 攻撃が発生した場合、外部に対して本学が管理するサーバ等が DoS 攻撃の攻撃元となる事案が発生した場合

5. 不正侵入

本学が管理するサーバ等へ不正侵入し、踏み台として、さらに組織の内部に侵入しようとしたり、外部の他組織を攻撃したりする事案が発生した場合

6. 不審なシステムダウン

本学が管理するサーバ等への不正侵入等による不審なシステムダウンが発生した場合

7. その他

その他、本学の情報セキュリティを脅かす事象が発生した場合

(2) Web サイトによる各種情報提供

TDU-CSIRT では Web サイトで次のような情報を発信・提供しています。
 定期的に確認し、セキュリティ向上に活用してください。

- ・ 学内外に向けたセキュリティに関する注意喚起情報
- ・ コンピュータやソフトウェアに関する脆弱性（ぜいじゃくせい）情報
- ・ セキュリティ向上を目的とした啓発情報

■ TDU-CSIRT Web サイト

<https://www.csirt.dendai.ac.jp/>

The screenshot shows the TDU CSIRT website. At the top, there is a header with the TDU CSIRT logo and a description: "CSIRT (シーサート) : Computer Security Incident Response Team とは、コンピュータセキュリティにかかわるインシデントに対処するための組織の総称です。". Below the header is a navigation menu with tabs for "ホーム", "TDU-CSIRTとは", "情報公開", and "学内専用ページ". The main content area is titled "【特に重要な注意喚起情報】" and features a "注意喚起情報" section with a list of recent alerts, including one about Mirai botnet activity. To the right of the main content are logos for CSIRT (日本シーサート協議会), JPCERT/CC®, and JVN (Japan Vulnerability Notes). Below these logos is a section for "情報倫理" (Information Ethics) with a link to "デジタルビデオ 小品集". At the bottom right, there is a banner for "マルウェア感染の予防と対策" (Prevention and Countermeasures for Malware Infection) with a warning about ransomware and data recovery software. The footer contains the TDU logo and name (東京電機大学 TOKYO DENKI UNIVERSITY) and the copyright notice "Copyright ©2018. TDU-CSIRT".

ハラスメント防止宣言

STOP! HARASSMENT

ハラスメント防止宣言

東京電機大学は、個人の人格と人権が尊重され、それぞれの能力が最大限に発揮されるような、自由な学問と教育の場であることをめざしています。そのためには、すべての学生・教職員が教育・研究などの諸活動を進められるよう、安全で快適な環境を整えていくことが重要であると考えています。

人間関係において、相手を差別したり、性的な対象として心理的・身体的に傷つけたりすることは絶対にあってはならないことです。

埼玉鳩山キャンパスでは、ハラスメント相談受付窓口を設け、相談内容に応じて適切なハラスメント相談員を紹介します。キャンパス対策委員長は、必要に応じて、キャンパス調査委員会を設置して事実関係を調査し、ハラスメントの防止および問題解決に取り組むことを宣言します。



TDU 東京電機大学
TOKYO DENKI UNIVERSITY

ハラスメント防止
 鳩山キャンパス対策委員会

ハラスメント相談受付窓口は、
 ・学生相談室 ・健康相談室
 ・学生厚生担当 ・教務担当
 です。

* What's HARASSMENT? *

「ハラスメント」とは、相手に不快感や脅威を感じさせる不適切な言動のことを意味します。

教職員と学生、サークルやゼミの先輩と後輩など立場を利用したものだけでなく、同級生同士でも相手が不快に感じる言動は「ハラスメント」になります。



* セクシュアル・ハラスメントとは *

相手の意に反して行われる性的な内容の発言や行動を意味します。

- 性的な関係・交際・行為を強要する
 - 身体に触れる
 - 身体的特徴について話題にしたり、視線を浴びせたりする
 - 性的な話題を聞かせたり、あるいは聞き出そうとする
- 基本的には「対価型」と「環境型」の2つに分けられます。

対 価 型

対価型とは、強い立場を利用して相手の処遇に便宜を図る対価として性的要求をしたり、弱い立場の人がそれを拒否した場合、その人を不利な状態に陥らせたりするものを言います。

- 成績評価や指導面、処遇面などの条件に性的関係を迫る。
- 酒席や交際を断られたこと等を理由に成績評価や指導面、処遇面などについて不当な扱いをする。

環 境 型

環境型とは、周囲の人が不快になるような性に関する文書・写真を掲示したり、言葉や行為などによって環境を悪化させることを言います。

- 卑わいな冗談を言ったり、異性の差別的発言をする。性的な噂を流したり、個人的な性的体験談を話したり、聞いたりする。
- ノードポスターやわいせつ図画等を掲示、配布したり、パソコン等に卑わいな画像を表示する。

これは、セクハラ!

- 相手の身体を上から下までジロジロ見つめる。
- 相手の髪・肩・背中・腰など身体を不必要に触る。
- 相手のスリーサイズを聞く、身体的特徴を話題にする。
- 異性との仲を噂する。
- 講義中に教員が卑わいな発言や、差別的な発言をする。
- コンパの席で男性教員（先輩）の横に女子学生を必ず座らせ、お酌をさせる。
- 食事やデートにしつこく誘う。性的な内容の電話をかけたり、手紙やメールを送る。

これもセクハラかも・・・

- 挨拶代わりに毎日、肩をたたく。
- 「男のくせに根性がない」、「お茶を入れるのは女の仕事」、成人に対して「男の子・女の子」、「おじさん・おばさん」など人格を認めないような呼び方をする。
- 「いいプロポーションだね」、「ミニスカートが魅力的だね」と言う。
- 「何で結婚しないの?」、「子供はまだなの?」と聞く。

＊アカデミック・ハラスメントとは＊

教育・研究の場における権力を利用した嫌がらせ、差別、人格を傷つける発言などを指します。



これはアカハラ！

- 卑わいな発言に抗議したら、「冗談の通じないやつには単位をやらない」と言われた。
- 「お前はやっぱりダメだ」と言って指導を放棄された。
- 「大学をやめろ」とか「卒業させない」と必要以上に何度も言われた。
- 同じ研究チームなのに、理由もなくはずされたり、理由もなく論文著者名の変更などされた。

大切なのは相手の判断

あくまでも相手の受け止め方によるものであり、言動を受けた者が不快に思うかどうかによって判断されます。

拒否または、服従したかどうかは問題になりません。

＊もし、あなた自身がハラスメントを受けていると感じたら＊

- 勇気をもって、「NO」の意思表示をしましょう。相手に言葉ではっきり伝えることが大切です。
- 誰から、いつ、どのような被害を受けたかなど、できるだけ詳しく記録しておきましょう。
- 信頼できる周囲の人に相談しましょう。

＊ハラスメントの現場に居合わせたなら＊

周りの人にも
できることがあります

- 自分の周囲で被害にあっていない人がいたら、毅然として「いけない」とはっきり言いましょ。
- 被害にあっていない人の相談にのりましょ。必要な場合は証人になることもできます。
- 解決が難しいと感じた場合は、ハラスメント相談受付窓口に行くように勧めたり、必要に応じて同行ましょ。

＊加害者にならないために＊



私たちは、誰でもハラスメントの被害者になる可能性があると同時に、加害者になる可能性もあります。自分でも気がつかないうちに相手に不快な思いをさせたり、相手の心をひどく傷つけているケースも多々あります。その場合、必ずしも相手が不快の念を表明するとは限りません。対等でない立場にいる場合、相手に遠慮して話せない心理状態に追い込まれていることも考えられます。

ハラスメントを起こさないために、日頃から相手の気持ちを気遣うように心がけ、日々の自らの言動をチェックし、お互いを尊重し、認め合う関係を築くよう心がけることが大切です。